

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 抵当権者は、物上保証人の行った財産の贈与を取り消すことができる場合がある。
- 02 抵当権者は、特別財産として抵当目的不動産の価値を優先的に支配しているから、詐害行為取消権を認める必要がない。
- 03 不動産を時価で売却する行為は、危機に陥った債務者が、流動資金を得て債務を弁済し、倒産の危機を脱するためには不可欠の行為であり、所有権が失われる代わりに時価相当の金銭が増えるから、原則として詐害行為とはならない。
- 04 被保全債権取得前に行われた売買契約に基づいて、その後に移転登記がされた場合であっても、債権者は移転登記を詐害行為として取り消すことができる。
- 05 詐害行為取消訴訟が提起されたが、事実審口頭弁論終結時に債務者の資力が回復していた場合には、当該法律行為の取消しは認められず、債務者の財産権に対する干渉を許す前提が欠けるので、訴えは却下される。
- 06 財産分与や遺産分割協議は、詐害行為取消しの対象とならない。
- 07 判例によれば、詐害行為取消訴訟の被告の中に債務者を加えることはできるが、取消訴訟の効力は、訴訟に加わらなかった債務者には及ばない。
- 08 抵当権者が被担保債権以上の価値のある不動産を代物弁済として取得し、抵当権が混同消滅して抵当権登記が抹消された場合にこの代物弁済を詐害行為として取り消せるとすると、債権者は、受益者に対して、所有権移転登記の抹消を求めることができる。
- 09 二重売買紛争の第1譲受人Xが、譲渡人Aから移転登記を備えた第2譲受人Yの第2の売買契約を詐害行為として取り消せる場合、Xは、Yに対して、AからYへの移転登記の抹消登記に代えて、自己に対して所有権移転登記をするように請求することができる。
- 10 受益者が善意で、受益者からの転得者が悪意であれば、悪意の転得者を被告として詐害行為取消権を行使し、受益者と転得者の間の法律行為を相対的に取り消すことができる。